

新ごみ処理施設に関する事務の進展について

吉見町長 宮崎 善雄

新ごみ処理施設を巡る広域協議について、過去2回にわたり全戸配布により状況をお知らせいたしました。今回は、令和3年4月から現時点までの協議状況について、まとめましたので、ご一読くださるようお願い申し上げます。

1. 埼玉中部環境保全組合の枠組みでの勉強会

吉見町は、令和2年度にまとめた「新ごみ処理施設建設の事務に関する検証」を踏まえ、鴻巣市、北本市で取り組んでいる「新ごみ処理施設に関する勉強会」への参加を申し入れ、令和3年4月16日開催の同勉強会へ出席しました。これにより、埼玉中部環境保全組合(鴻巣市、北本市、吉見町で構成し、現在、共同でごみ処理を行っている一部事務組合)を構成する2市1町の枠組みでの勉強会がスタートしました。これ以降、のべ3回の勉強会を開催しています。会議では、「広域で処理することのメリット・デメリット」「新たなごみ処理方式」「今後の進め方」等について意見交換がなされました。

2. 鴻巣市長、北本市長の連名で吉見町長あてに提案

2市1町の首長会議(5月27日)後の、6月3日には、鴻巣市長、北本市長の連名で、吉見町長あてに、新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本的な考え方についての提案がありました。この提案に対する吉見町の考えは以下のとおりでした。

【提案1】 鴻巣市、北本市、吉見町の2市1町による埼玉中部環境保全組合の枠組みで、新たなごみ処理施設の整備促進を図っていく。

考え方 広域行政(複数の自治体が共同で事務を行う)の手法でごみを処理することで、事務の効率化が図られること。埼玉中部環境保全組合の枠組みでのごみ処理には確固たる実績があり、構成市町のごみ処理を巡る基本的な考え方が一致していること。などから、重要な選択肢であるとの認識です。

【提案2】 新たなごみ処理施設は、鴻巣市郷地安養寺地区を建設候補地として進める。

考え方 埼玉中部環境保全組合の枠組みで、検討するというのであれば、北本市には、北本地区衛生組合(し尿処理)があり、本町では38年間、鴻巣市、北本市、吉見町のごみを処理してきたという実績があります。
このような中、現ごみ処理施設が立地している地元との約束により、新たに建て替えができないという現状を鑑み、鴻巣市が北本市と連名で、鴻巣市内の建設候補地を提案してくださったのは、ともにごみ処理を行ってきた2市1町の信頼関係の証であり、意義深いことであると考えます。こちらも重要な選択肢であるとの認識です。

【提案3】 「新ごみ処理施設に関する勉強会」に関して、埼玉中部環境保全組合の職員にオブザーバーとして参加いただく。

考え方 今後、この勉強会が進展すれば、埼玉中部環境保全組合の事務となることが想定されることから、その準備として、必要なことであるとの認識です。

3. 「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」の締結

町では、前述の提案を踏まえつつ、今後のごみ処理のあり方についてさらに協議を深めていく必要があるとの考えから、令和3年9月16日に鴻巣市役所で、「鴻巣市 北本市 吉見町 新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」を締結しました。基本合意の内容は、以下の4項目です。

I 新たなごみ処理施設の整備促進に関する枠組み

鴻巣市、北本市、吉見町の2市1町による枠組みで、埼玉中部環境保全組合を事業主体として、新たなごみ処理施設の建設を行う。

II 新たなごみ処理施設の建設予定地

施設の建設予定地は、鴻巣市郷地安養寺地内とする。

III 新たなごみ処理施設の整備促進に関する事務局

事務局は、埼玉中部環境保全組合内に設置する。

IV 補 則

本合意書に定めのない事項及び本合意書について疑義が生じたときは、鴻巣市、北本市、吉見町で協議のうえ、決定するものとする。

4. 今後の協議について

この基本合意を踏まえた新たなごみ処理施設の整備に関する協議は、令和4年4月1日から埼玉中部環境保全組合で取り組むこととなります。引き続き、将来にわたって安定的で効率性の高いごみ処理の整備について、協議を進めてまいります。

今回お知らせしました内容は、令和3年6月25日、9月27日に、全戸配布したものをまとめたものです。

今後は、埼玉中部環境保全組合から、協議内容や進捗状況についての報告がなされることとなりますが、町としても、重要な取り組みでありますので、適宜、状況等を報告してまいりますので、引き続き、皆さまのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和4年1月27日

連絡先 吉見町 環境課 電話 54 - 7811